

競争参加者の資格に関する公示

平成 25・26 年度において裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 24 年 10 月 30 日

最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴

◎調達機関番号 003 ◎所在地番号 13

1 契約の種類及び区分

(1) 工事種別

建設工事：建築一式工事，プレハブ工事，左官工事，とび・土工・コンクリート工事，電気工事，管工事，ほ装工事，塗装工事，防水工事，内装仕上工事，機械器具設置工事，電気通信工事，造園工事，建具工事，消防施設工事

(2) 業務種別

測量等：測量，建築関係建設コンサルタント業務，地質調査業務

2 定期受付の申請の時期

(1) 文書郵送受付

平成 24 年 12 月 3 日から平成 25 年 1 月 15 日まで（当日消印有効）

(2) 文書持参受付

平成 24 年 12 月 3 日から平成 25 年 1 月 31 日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 93 号）第 1 条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）

時間は 9 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 16 時まで

(3) インターネット受付

ア パスワード申請受付期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで

イ 入力プログラムダウンロード期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 1 月 15 日まで

ウ 申請用データ受付期間

平成 24 年 12 月 3 日から平成 25 年 1 月 15 日まで

アドレス <https://www.pqr.mlit.go.jp>

[注] 上記インターネット方式の受付期間等のうち，土曜日，日曜日，祝日，並びに年末年始（平成 24 年 12 月 29 日から平成 25 年 1 月 3 日）の終日及び平日の 17 時から 9 時までの間は，システム運休

なお，上記(1)，(2)及び(3)の期間後の申請については，後記 9 の随時受付となるため，充分余裕をもって申請を行わない場合には，参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法等

ア 文書により申請する者は，最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして，裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及

び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。

アドレス <http://www.courts.go.jp/tyotatu/zyoho/index.html>

イ インターネットを使用して建設工事及び測量等の申請をする者は、前記 2 の(3)のウに掲げるアドレスにアクセスし、平成 24 年 11 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて、平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 1 月 15 日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

(2) 申請書の提出方法

申請は、次に掲げるア又はイのいずれかの方法によりかつ 1 箇所提出すれば足り、重複申請のないよう注意する。

ア 文書により申請する者は、原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるウ又はエの申請書類を、提出要領に記載の方法に従い、郵送（書留郵便による。）又は持参により提出する。

イ インターネットを使用して申請をする者は、前記 2 の(3)のウに掲げるアドレスにアクセスし、前記 2 の(3)のイにおいてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

ウ 建設工事に係る申請書類

(ア) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

(イ) 添付書類

① 業態調書

② 営業所一覧表

③ 総合評定値通知書の写し（競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、その審査基準日が、定期受付は平成 23 年 6 月 30 日以降のもの、後記 9 の随時受付は申請をする日の、1 年 7 月前の日以後のものに限る（インターネットを使用して申請する者は、添付不要）。また、申請者が官公需適格組合であるときは、当該組合及び構成組合員の総合評定値通知書の写しをそれぞれ添付する。）

④ 納税証明書（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号。以下「国税規則」という。）別紙第 9 号書式（その 3）又は（その 3 の 2）、法人であるときは、国税規則別紙第 9 号書式（その 3）又は（その 3 の 3）（以下「納税証明書その 3 等」という。））又はその写し

a 文書により申請する者は、証明年月日が申請書提出以前の 3 箇月以内に発行された納税証明書その 3 等を添付する。

b インターネットを使用して申請する者は、インターネット受付に係るパスワードを申請した後、平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 1 月 15 日までに、証明年月日を平成 24 年 10 月 16 日以降とする納税証明書その 3 等を、電子納税証明書による場合には、前記 2 の(3)のイでダウンロードした入力プログラムを使用して送信するものとし、書面による場合には、ヘルプデスクあてに

F A Xにて送信する。

なお、F A X送信の際には、納税証明書その3等の右上余白部分に次の4項目を付記したうえで送信する。

- (a) 建設業許可番号（8桁）
- (b) 電話番号（市外局番から記載）
- (c) F A X番号
- (d) 担当者名

[注] 個人業者の場合は、担当者名の下に屋号（名称）を付記する。

- ⑤ 申請者が官公需適格組合であるときは、共同企業体等調書（なお、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、インターネットを使用しての申請はできない。その場合の申請は、持参又は郵送による。）

エ 測量等に係る申請書類

- (ア) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

(イ) 添付書類

建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写しの提出が、地質調査業登録業者（地質調査業登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、地質調査業登録規程第7条による現況報告書の写しの提出があれば、その登録部門に該当する業種につき、次に掲げる②、③、⑥及び⑦の書類の添付を省略することができる。

- ① 業態調書
- ② 測量等実績調書
- ③ 技術者経歴書
- ④ 営業所一覧表
- ⑤ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書の写し
- ⑥ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し、申請者が個人であるときは、身元証明書又はその写しで、証明年月日が申請書提出以前の3箇月以内に発行されたものを添付する。
- ⑦ 財務諸表類（申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前1年間の事業（営業）年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（申請者が個人であるときは、審査基準日の直前1年間の事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書））
- ⑧ 納税証明書その3等又はその写しで、証明年月日が申請書提出以前の3箇月以内に発行されたものを添付する。

4 申請書等に使用する言語等

申請書等は、日本語で記載するものとする。添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付し、金額表示については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により得た邦貨額を記載する。

5 競争に参加することができない者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 71 条に該当する者
(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
(4) 申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
(5) 建設工事については、建設業法第 3 条の規定による許可（プレハブ工事については建築一式工事に係る許可）及び前記 3 の(2)のウの(イ)の③記載の総合評定値の通知を受けていない者
(6) 測量等については、営業に関し法律上必要な資格等を有しない者

6 競争参加者の資格及びその審査

- (1) 前記 5 の競争に参加することができない者については、競争参加資格がないと認定する。

(2) 建設工事

前記 5 の競争に参加することができない者以外の者については、次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望工事種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の多い順。）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して、競争参加資格を認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。

ア 希望工種区分ごとの年間平均完成工事高

イ 経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）

ウ 経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、売上高経常利益率、総資本売上総利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュフロー（絶対額）、利益剰余金（絶対額））

エ 希望工種区分ごとの平均技術職員数

オ 希望工種区分ごとの元請完工高

カ 労働福祉の状況

キ 営業年数

ク 防災活動への貢献の状況

ケ 法令遵守の状況

コ 建設業の経理に関する状況

サ 研究開発の状況

(3) 測量等

前記 5 の競争に参加することができない者以外の者については、次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望業務種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の多い順。）に配列し、当該業務種別における順位を付して、競争参

加資格を認定する。

ア 希望業種区分ごとの年間平均実績高

イ 希望業種区分ごとの有資格職員数

ウ 直前の営業年度の自己資本額

エ 営業年数

7 資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

8 資格の有効期間

資格認定のときから平成 27 年 3 月 31 日までとする。

9 随時受付

随時の参加資格の申請は、平成 25 年 2 月 1 日以降、申請書類の郵送又は持参（休日を除く。）にて受け付ける。

10 その他

(1) 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の認定

特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとにこれを公示する。

(2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

今回の申請時において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中の者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中の者は、手続開始の決定を受けた後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと（以下、同決定を受けた者を「更生手続等開始決定者」という。）。

平成 25・26 年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

(3) 合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次のアからオに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。

ア 合併又は分割により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により存続した場合の存続会社

イ 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ウ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止さ

れ、又は休止された場合における新設会社

エ 既存の建設会社が他の建設会社から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設会社

オ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

(4) 国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けたものの取扱い

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）附則第 4 項及び第 6 項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営審査事項を受けた者は、別に定める手続により一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

別記 提出場所

[掲載順序 受付対象 受付部局 郵便番号 所在地 電話番号]

- (1) 東京高等裁判所管内（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者 東京高等裁判所事務局会計課営繕係 〒100-8933 東京都千代田区霞が関 1-1-4 電話 03-3581-1546
- (2) 大阪高等裁判所管内（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者 大阪高等裁判所事務局会計課営繕係 〒530-8521 大阪府大阪市北区西天満 2-1-10 電話 06-6316-2553
- (3) 名古屋高等裁判所管内（愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者 名古屋高等裁判所事務局会計課営繕係 〒460-8503 愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-1 電話 052-203-0162
- (4) 広島高等裁判所管内（広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者 広島高等裁判所事務局会計課営繕係 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-43 電話 082-221-2449
- (5) 福岡高等裁判所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者 福岡高等裁判所事務局会計課営繕係 〒810-8608 福岡県福岡市中央区城内 1-1 電話 092-781-3731
- (6) 仙台高等裁判所管内（宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者 仙台高等裁判所事務局会計課営繕係 〒980-8638 宮城県仙台市青葉区片平 1-6-1 電話 022-745-6249
- (7) 札幌高等裁判所管内（北海道）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者 札幌高等裁判所事務局会計課営繕係 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 1-1 電話 011-290-2108
- (8) 高松高等裁判所管内（香川県、徳島県、高知県、愛媛県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者 高松高等裁判所事務局会計課営繕係 〒760-8586 香

川県高松市丸の内1－36 電話 087－851－1647

(9) (1)ないし(8)までの受付対象のいずれにも該当しない者又は全国での受注を希望する者 最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係 〒102-8651 東京都千代田区隼町4－2 電話 03－3264－8111 内線 3513